

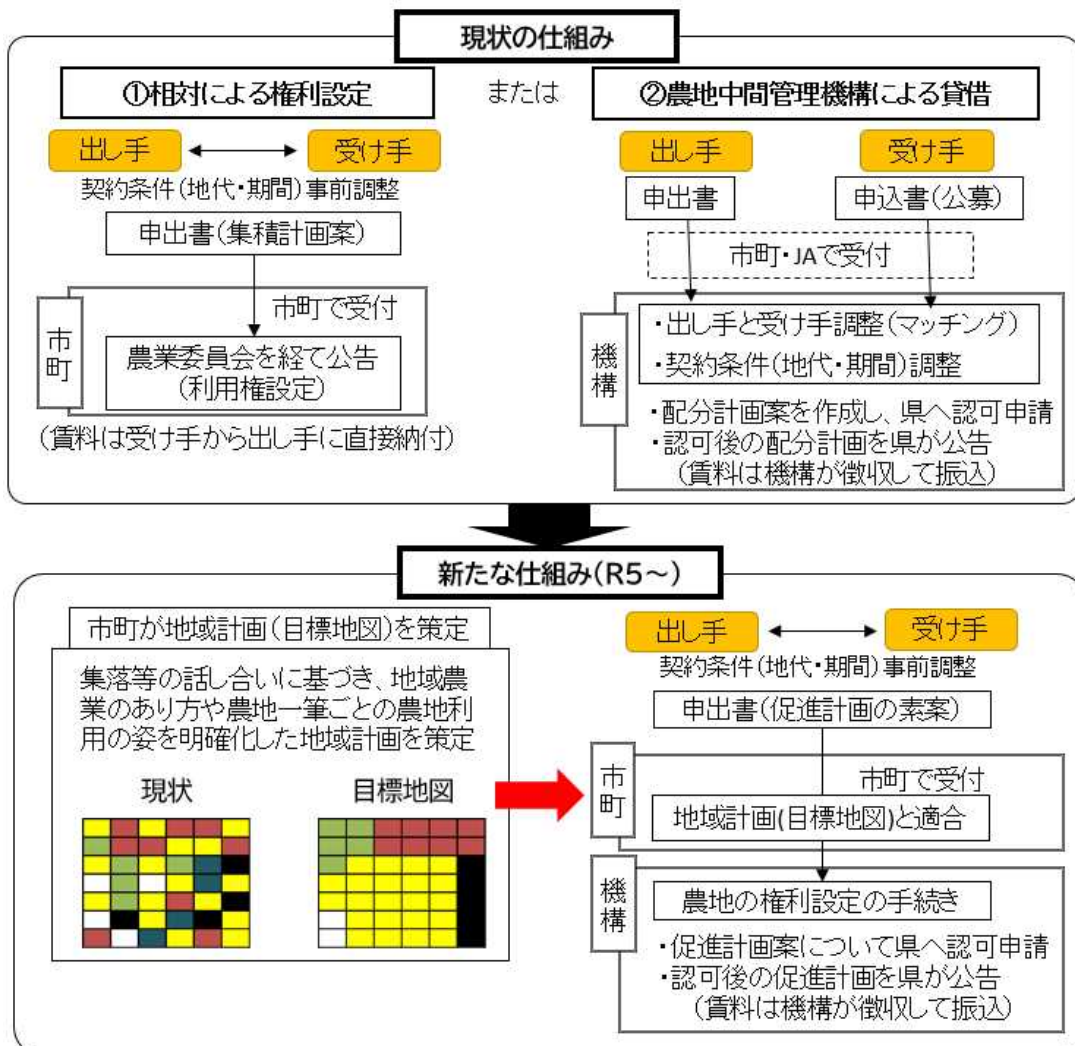
農地の貸借手続きの変更および地域計画の策定推進について

1 概要

農業経営基盤強化促進法および農地中間管理事業の推進に関する法律が令和4年5月に改正され、令和5年4月1日に施行されるのに伴い、従来の人・農地プランが法定化され、「地域計画」として令和6年度末までに全地域で策定が必要になるとともに、令和5年度から農地の貸借の仕組みが大幅に変更される。この機会に地域農業の持続・発展に向けた取組が実践されるよう、関係機関・団体が連携した「地域計画」の策定推進を行う。

2 主な変更内容

- ① 出し手・受け手の相対による利用権設定の仕組みが廃止される(令和6年度末までは経過措置あり)。
- ② 農地中間管理機構(公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金。以下「機構」という。)による出し手と受け手のマッチングが廃止される。
- ③ 市町が、農地一筆ごとに利用する農業者を記した「目標地図」を含む「地域計画」を全地域で作成し、機構は、この地域計画に基づいた農地貸借の手続きを行う。
- ④ 農地貸借の申請窓口は市町となり、賃料の取扱事務は機構が行う。
- ⑤ 権利設定にかかる認可および公告は県(草津市、甲賀市にあっては、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市)が行う。



3 今後の進め方

- ①令和6年度末までに全地域で策定できるよう推進する。
(法で令和6年度末までに作成することとされている。)
- ②市町ごとに、市町・農業委員会・県・機構・JAで構成する「(仮称)市町地域計画推進会議」を設置し、関係者が連携して地域計画の策定を推進する。
- ③地域計画(目標地図)は、集落の話合いを基本に作成を進める。なお、担い手の意向が反映されるよう配慮する。
- ④集落の話し合いが困難な場合は、市町・農業委員会が中心となって作成するよう進める。
- ⑤担い手への農地の集約化、集落営農組織の継続・発展など、地域農業の持続・発展に向けた取組が実践されるよう推進する。

